

第7章 配水管（予定）工事

第7章 配水管（予定）工事

7.1 配水管（予定）工事の定義

配水管（予定）工事とは、申込者負担による 50mm 以上の給水管を布設するもので、竣工後の寄附を前提にして布設される工事（寄附後は配水管となる）のことであり、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 土地区画整理事業により当該地の給水を目的として布設されるもの。
- (2) 開発行為により当該地の給水を目的として布設されるもの。
- (3) 開発行為に準ずる事業（国及び県、市等の公共団体等が施行する開発行為に準ずる事業及び再開発事業）により当該地の給水を目的として布設されるもの。
- (4) 給水申込及び小規模な宅地造成により当該地の給水を目的として布設されるもの。
- (5) その他、管理者が必要と認めた場合。

7.2 工事の申込

配水管（予定）工事の申込をしようとする者は、三条市指定給水装置工事事業者の中から工事を施工させる者を選定し、工事の契約を行い、管理者に申込みものとする。

また、工事契約した指定給水装置工事事業者は、次に掲げる書類のうち申込に必要なすべての書類を、申込者に説明のうえ作成し、確認を得てから提出するものとする。

(1) 配水管（予定）工事申込書

所定の用紙に申込者、指定給水装置工事事業者名及び必要な事項を記入し、押印したもので次のことに留意すること。

- ① 申込地、申込者の住所は番地まで記入するものとし、氏名は十分確認のうえ、ふりがなをつける。
- ② 申込書、分岐承諾等が法人の場合は、必ず法人の法人印及び代表者印を必要とする。

(2) 寄附申込書

工事竣工後に寄附することを承諾するもので、その明細を表すもの。

(3) 使用材料承認願

使用する材料の名称、規格、数量の一覧に製造者名を記載したもの。

(4) 道路占用申請書

国道、県道、市道、河川、国有地・国有水面等の公道に布設する場合、それぞれの管理者に提出する申請書。

(5) その他管理者が必要と認める書類

施工計画書（施工時期、関連する他工事の内容との関係を表すもの。）

表 7 - 1 配水管（予定）工事提出書類

提出書類	部数	備考
配水管（予定）工事申込書	原1、写1	配管設計図2部添付
配水管（予定）工事寄附申込書	1部	
使用材料承認願	3部	使用材料一覧表
各種占用申請書		必要部数を各管理者に確認すること
その他管理者が必要と認める書類	1部	誓約書、施工計画書など

7.3 審査及び工事着手

設計審査及び工事着手は次に示すとおり行う。

- (1) 申込書の記載内容及び設計図書に基づき、使用材料、取付器具及び工法等について「三条市給水条例」、「三条市給水条例施行規程」、「水道工事標準仕様書」、本指針に基づき調査したうえ、現場等の調査もふまえて審査を行う。
- (2) 審査の結果、支障のないものは工事着手を承認し、申込者に連絡する。
- (3) 審査の結果、支障あるものと認めたときは不備事項を明記し、指定給水装置工事事業者に返送する。この場合、早急に不備事項を訂正または必要事項を記載のうえ、申込書を再提出しなければならない。

7.4 工事の施工

配水管（予定）工事の施工管理は、原則として水道工事標準仕様書に準じて行うものとし、次のことに留意すること。

- (1) 布設工事は、布設位置及び埋設深度について測量等により確認を行い施工すること。
- (2) 他管路が輻輳する路線については、必要に応じて他埋設管施工管理者と打合せを行い、離隔等の協議を行うこと。
- (3) 断水工事は、課担当者と事前に施工計画及び断水方法について協議を行うこと。
- (4) 推進、軌道下横断、水管橋架設などの特殊工事は、設計各種計算書及び施工計画書を提出し事前に承認を得ること。
- (5) 「水道工事標準仕様書」の記載事項と当該工事に該当しない事項が発生した場合は、そのつど課担当者と協議を行うこと。

7.5 変更及び取消

(1) 工事の変更

工事着手後に工事に変更になった場合、すみやかに申込者は管理者に連絡し、変更の手続きをとるものとする。ただし、軽微な変更は課担当者と協議のうえ、竣工図書での訂正とすることができる。

(2) 工事の変更

工事着手承認から6ヶ月を経過しても工事に着手しない場合は、その工事申込みは取り消したものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。なお、申込者の都合により工事を取り消す場合は、理由を付した工事申込取消届を提出すること。

7.6 工事検査

工事検査は、工事が申込書の記載内容及び設計図書のとおり施工されているかを確認するもので次に掲げるとおりに行う。

- (1) 工事検査は、給水装置工事主任技術者の立ち会いで実施し、次に掲げる場合とする。
 - ① 既設配水管からの分岐工事
 - ② 水圧テスト
 - ③ 水質検査
 - ④ 工事が竣工したとき
 - ⑤ その他工事の施工過程で管理者が必要と認めるとき

(2) 工事が竣工したときは、事前に自主検査を十分に行い、工事検査竣工届を提出して次に掲げる事項について検査を受けるものとする。なお、確認ができないものについては、写真検査で行うことがある。

- ① 管布設状況（布設延長、埋設位置、埋設深度、仕切弁・消火栓の開閉、覆類の状況等）
- ② 仕切弁、止水栓の位置図等の現場確認を必要とする図面の内容
- ③ 竣工図書の記載内容
- ④ その他必要事項

(3) 竣工検査及びその他の検査において、工事に不備があった場合、指定給水装置工事事業者はすみやかにその原因を調査し、修復又はやり直しをしなければならない。

7.7 竣工図書

工事が竣工したときは、14日以内に次に掲げる竣工図書を管理者に提出すること。

- ① 竣工図（水道工事標準仕様書竣工図作成要領に準拠）原本1部、複写1部
- ② 工事写真集（工事写真撮影要領に準拠）
- ③ 工事日報（施工日ごとの工事内容を記載）
- ④ 水圧試験結果表
- ⑤ 継手チェックシート
- ⑥ その他管理者が必要と認めたもの